# 公的研究費等取扱規程に係る調査委員会実施要領

平成 28 年 2 月 16 日制定

（趣旨）

第１条　この実施要領は、公的研究費等取扱規程第 16 条第 7 項に基づき、公的研究費等の不正に係る調査委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通報（告発）への対応）

第２条　学内外からの不正使用の告発及び相談の窓口を、学長室に設け、その設置を学内外に公表する。なお、告発及び相談を受ける者が、自己との利害関係をもつ事案に関与しないよう配慮する。

２　告発を受けた場合、学長室長は、通報者の個人情報等に配慮しつつ、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

３　最高管理責任者は、前項の報告を受けた時は、統括管理責任者と協議の上、告発の受付日から起算して、原則として 30 日以内に当該通報の受理又は不受理を決定し、受理する場合は、統括管理責任者を通じてコンプライアンス責任者にその内容を通知するとともに、資金配分機関に通知する。ただし、原則として、告発は告発書を用いて顕名により行われ、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみ受け付けることとする。

４　学長室長は、前項の結果を通報者に通知する。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合はこの限りでない。

５　前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

６　告発の意思を明示しない相談については、学長室長は、統括管理責任者と協議し、最高管理責任者に報告した上で、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認しなければならない。

７　不正使用が行われようとしている、又は不正使用を求められているという告発・相談については、学長室長は、統括管理責任者と協議し、最高管理責任者に報告した上で、その内容を確認・精査する。

８　最高管理責任者が、前項の結果について相当の理由があると認めた場合は、統括管理責任者を通じてコンプライアンス責任者に指示し、被告発者又は相談内容に関係する者に警告を行うものとする。

（告発者・被告発者の取扱い）

第３条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

２　本学は、告発者に対し不利益な取扱いを行わない。ただし、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合、告発者について、その氏名を公表し、懲戒処分ないし刑事告発を行うことができる。

３　本学は、相当な理由なしに、告発されたことのみをもって被告発者に不利益な取扱いを行わない。

（告発の受付によらないものの取扱い）

第４条　報道や外部機関等により、不正使用の疑いが指摘された場合、最高管理責任者は統括管理責任者と協議し、告発を受けた場合に準じて取扱うことができる。

２　インターネット上に不正使用の疑いが掲載されており、その内容が、不正とする合理性のある理由が示されている場合には、告発があった場合に準じて取扱うことができる。

３　その他、不正使用の疑いがある場合は、コンプライアンス責任者は統括管理責任者を通じ最高管理責任者に報告し、告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

（調査を行う機関）

第５条　告発された事案が他の研究機関に関係する場合、研究機関と協議の上、調査を行うものとする。原則として、本学で配分を受けた研究費は本学が中心となって調査を行うものとする。他研究機関において配分を受けた場合、本学は調査に協力する。

２　被告発者が既に離職している場合、本学は現に所属する機関と合同で調査を行う。被告発者が離職後、研究機関に所属していない場合、本学が調査を行う。

３　本学は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。

（予備調査）

第６条　コンプライアンス責任者は、統括管理責任者を通じ最高管理責任者からの通知を受け、告発を受け付けた後速やかに、告発内容の合理性、調査可能性、その他必要と認める事項について予備調査委員会において調査を行わなければならない。

２　予備調査委員会は、告発を受け付けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を統括管理責任者を通じ最高管理責任者に報告しなければならない。

（予備調査委員会の構成）

第７条　研究費不正使用予備調査委員会は次の者をもって構成する。

（１）被告発者が所属する学部・研究科等のコンプライアンス責任者

（２）被告発者が所属する学部・研究科等の副学部長等

（３）当該研究費等の所管事務室の事務管理責任者

２　前項にかかわらず、コンプライアンス責任者は必要と認める者を追加することができる。

３　全ての予備調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

４　前項の規定により予備調査委員の交代が必要な場合は、第１項第１号及び第２号に規定する者については、最高管理責任者が選任する。

（本調査）

第８条　最高管理責任者は統括管理責任者と協議し、告発等の受付から原則として 30 日以内に予備調査結果を踏まえ、本調査を行うか否かを決定する。

２　最高管理責任者は、本調査の実施の決定があった日から起算して、原則として 30 日以内に本調査を開始するものとし、統括管理責任者を通じて告発者及び被告発者にその旨通知し、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

３　最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して統括管理責任者を通じて告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

（本調査委員会の構成）

第９条　最高管理責任者は統括管理責任者と協議し、次の者をもって研究費不正本調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（１）副学長（研究推進担当）

（２）被告発者が所属する学部・研究科等のコンプライアンス責任者

（３）外部有識者としての弁護士１名

２　前項にかかわらず、最高管理責任者は統括管理責任者と協議し、必要と認める者を追加することができる。

3　全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。ただし、第１項第３号に規定する者については、本学とも直接の利害関係を有しない者とする。

4　前項の規定により調査委員の交代が必要な場合は、第１項第１号に規定する者については他の副学長とし、同項第２号に規定する者については最高管理責任者が選任する。

5　最高管理責任者は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により異議申し立てすることができる。最高管理責任者は、その内容が妥当である場合は、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（調査方法）

第 10 条　調査委員会は、告発された事案に係る研究費執行の不正の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の相当額等についての調査を、各種資料の精査や、関係者のヒアリングなどによって行う。この際、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

2　本調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、調査に関連する被告発者の他の研究活動も含めることができる。

3　本調査にあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

4　本調査にあたって、告発された事案に係る研究活動が他の研究機関で行われた場合は、調査委員会は、当該研究機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

5　告発された事案に係る研究活動の資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該機関等に提出するものとする。

（認定）

第 11 条　調査委員会は、告発等を受け付けた日から起算して 210 日以内に、調査内容をまとめ、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

2　不正使用の認定は、被告発者による説明、調査によって得られた物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。被告発者の自認を唯一の証拠として不正使用と認定することはできない。

3　調査委員会は、不正使用の有無や、不正使用と認定された場合はその内容、関与した者とその関与の程度及び不正使用の相当額等について認定する。

4　調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに不正認定し、最高管理責任者に報告する。

5　調査委員会は、告発が悪意に基づくものであると認定する場合は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6　調査委員会の調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、研究費執行等の根拠について説明しなければならない。

（調査結果の通知及び報告）

第 12 条　最高管理責任者は、統括管理責任者を通じて調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者に通知し、通報（告発）の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書として資金配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を

提出する。また、最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。被告発者が他の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。悪意に基づく告発であるとの認定があった場合、告発者の所属機関にも通知する。

2　本学は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

（不服申し立て）

第 13 条　不正使用と認定された被告発者は、認定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、一回に限り不服申し立てをすることができる。

2　告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、認定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、一回に限り不服申し立てをすることができる。

3　不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断を必要とするものである場合には、最高管理責任者は必要に応じて統括管理責任者と協議し、調査委員の交代もしくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させるものとする。

4　前項に定める新たな調査委員は、第９条に準じて指名する。

5　被告発者からの不服申し立てについて、調査委員会はその趣旨、理由等を勘案し、再調査の要否を速やかに決定して最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は再調査の要否の結果を被告発者に通知するものとする。再調査を行う場合には、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等の協力を求めることとし、その協力を得ることが出来ない場合は、調査委員会は再調査を打ち切ることができるものとする。

6　被告発者から不服申し立てがあった場合、最高管理責任者は統括管理責任者を通じて告発者に通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申し立ての却下及び再調査の開始決定についても同様とする。

7　前項について調査委員会は、再調査開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定して、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は被告発者、被告発者が所属する機関、告発者に通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。

8　悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申し立てがあった場合、最高管理責任者は被告発者及び告発者が所属する機関に通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。

9　前項について調査委員会は、不服申し立ての日から起算して 30 日以内に再調査を行い、結果を直ちに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は告発者、告発者が所属する機関、被告発者に通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（研究費の使用停止）

第 14 条　統括管理責任者は、必要に応じて被告発者等調査対象になっている者に対し、調査対象となっている研究費の使用停止を要請する。

（調査結果の公表）

第 15 条　最高管理責任者は、不正使用が行われたとの認定があった場合は、統括管理責任者と協議し、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

3　不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合は、調査結果を公表する。

4　最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、統括管理責任者と協議し、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

（告発者及び被告発者に対する措置）

第 16 条　最高管理責任者は、不正使用行為が行われたとの認定があった場合、不正使用への関与が認定された者に対し、統括管理責任者を通じて関西大学職員懲戒規程又は関西大学学生懲戒処分規程に基づき処置する。

2　告発が悪意に基づくものと認定され、告発者が学内者である場合は、最高管理責任者は、当該者に対し、統括管理責任者を通じて関西大学職員懲戒規程又は関西大学学生懲戒処分規程に基づき処置する。

3　最高管理責任者は、研究費の不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

附　則

この要領は、平成 28 年２月 16 日から施行する。

附　則

この要領（改正）は、2022 年４月１日から施行する。

附　則

この要領（改正）は、2026 年 10 月１日から施行する。